

大規模災害等発生時の生徒引き渡し（保護者用マニュアル）

柳井市立大畠中学校

1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒等に危害が及ぶ恐れがあるとき

2 保護者引き渡しについての連絡手段

（１）通信手段（大畠中安心メール・電話）が使えるとき

→ 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校から、保護者あて緊急メール又電話により連絡し、お子様の引き取りを依頼します。

（２）いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に生徒を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。
「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようお願いします。
（※ 引き渡しのケース等、不明な点がありましたら、学校までお問い合わせください。）
なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

3 引き渡し場所

（１）大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき

原則、学校を引き渡し場所とします。

（２）不審者が学校に侵入し、実害が出たときや、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童生徒等に危害が及ぶ恐れがあるとき

原則、学校を引き渡し場所とします。生徒等の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

4 「緊急時引き渡し登録者一覧」について（４月にご提出いただいております）

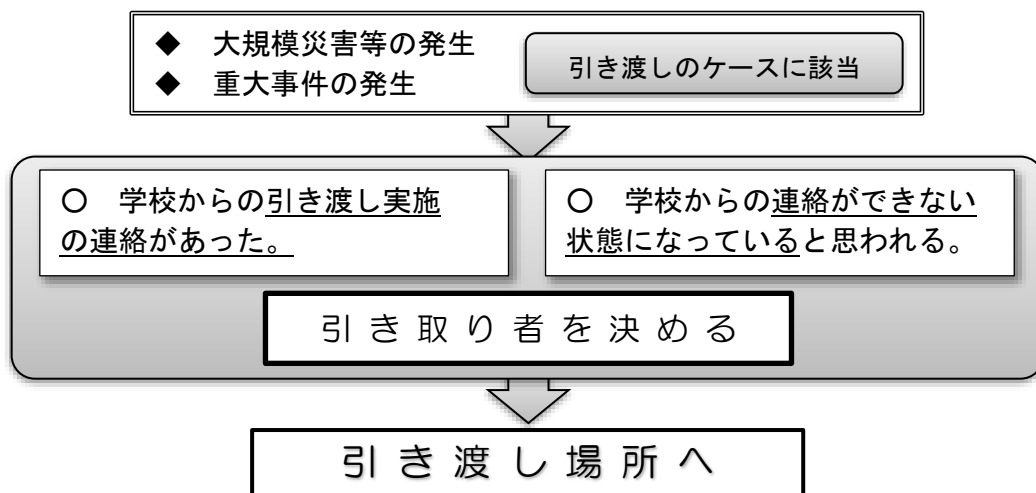
（１）円滑かつ安全な引き渡しのために

- 引き取り者は、原則「緊急時引き渡し登録者一覧」の上段に記載されている保護者等と考えます。
- 引き取り者が「緊急時引き渡し登録者一覧」記載の①～④の方の場合には、運転免許証等の身分証明書を持示していただくことがございますので、ご了承ください。
- 引き取り者が「緊急時引き渡し登録者一覧」記載の①～④の方以外の場合には、引き取りに来られた方の身元確認ができるまでは、引き渡すことはできません。
※ 引き取り者が「緊急時引き渡し登録者一覧」記載の①～④の方の場合、引き渡し時には免許証等の身分証明書を提示していただくことがあるとお伝えください。

（２）提出していただいた「緊急時引き渡し登録者一覧」をご確認ください。複写したものを１部学校で保管しております。

裏面もあります

5 引き渡しの手順



(1) 受付

受付場所は、体育館入り口です。学年別に引き取り場所を設置します。

(2) 生徒による確認

教職員に、(例)「〇〇の(母・父 など)です。」と教えてください。「緊急時引き渡し登録者一覧」記載の①～④の方の場合には、運転免許証等を提示いただき、引き取り者の確認をします。

(3) 引き渡し

お子様が引き取り者を確認できたら引き渡します。その際、学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所にお子様を引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項を担当の教職員に伝えてください。

(4) 引き渡しが複数の場合

お子様を連れて、次の学級の列に並び、同様の手順でお子様を引き取ってください。

(5) お願い

生徒は落ち着いて待機し、順に引き渡しができるようにしています。教職員の案内や指示にご協力ください。

